

令和7年度

鳥取県西部地区建設発生土対策協議会 次第

令和7年7月24日

1. 会長挨拶

2. 建設発生土受入地の状況
 - (1) 鳥取県西部地域の建設発生土受入箇所 … P-3, 4

 - (2) 民間残土受入地 受入状況表 … P-5

 - (3) 建設発生土受入状況について
(公財) 鳥取県建設技術センター … P-6

3. 西部管内建設発生土量集計 (R7年度)
 - (1) 建設発生土マッチングシステム工事情報一覧 … P-7～11

4. 鳥取県建設発生土マッチングシステムについて
 - (1) マッチングシステムの運用方法 … P-12～21

 - (2) マッチングシステムの運用方針 (案) … P-22～25

5. その他
 - 建設発生土対策協議会の年間スケジュール (案) について … P-26

6. 意見交換・質疑

【資料】

資料 1	鳥取県西部地区建設発生土対策協議会規約	… P-1
資料 2	関係機関 連絡先一覧表（令和 7 年度）	… P-2
資料 3	鳥取県西部地域の建設発生土受入箇所	… P-3, 4
資料 4	民間残土受入地 受入状況表	… P-5
資料 5	建設発生土受入状況について （公財）鳥取県建設技術センター	… P-6
資料 6	建設発生土マッチングシステム 令和 7 年度【西部管内】工事情報一覧	… P-7～11
資料 7	鳥取県建設発生土マッチングシステムの運用方法	… P-12～21
資料 8	マッチングシステムの運用方針（案）	… P-22～25
資料 9	建設発生土対策協議会の年間スケジュール（案）	… P-26
資料 10	公共工事建設副産物活用実施要領	… P-27～34

令和7年度 鳥取県西部地区建設発生土対策協議会出席者名簿（令和7年7月24日）

機関名	担当課	担当者		出欠	備考
		職名	氏名		
国交省 倉吉河川国道事務所	工務第二課	道路工務係長	中村 祐也	出席	
国交省 日野川河川事務所	工務課	建設監督官	塩谷 篤史	出席	
国交省 境港湾・空港整備事務所	保全課	港湾保安調査官	小室 祥次	出席	代理
国交省 出雲河川事務所	工務課	河川工務第二係長	峯 奈々	出席	
国交省 松江国道事務所	管理第二課	保全対策官	石本 幸夫	出席	
米子市	都市整備部道路整備課	主任	松本 浩志	出席	
境港市	建設部管理課	土木係長	豊永 洸亮	欠席	
南部町	建設課	主幹技師	野口 裕介	出席	代理
伯耆町	地域整備課	土木技師	渡辺 歩	出席	代理
日吉津村	建設産業課	技師	吉田 尚央	出席	
大山町	建設課	課長補佐	坂田 秀樹	出席	
日南町	建設課	主幹	財原 積	出席	
日野町	建設水道課	副主幹	瀬崎 将太	出席	
江府町	産業建設課	参事	谷口 博志	出席	
県土整備部 技術企画課	企画・県土強靱化担当	係長	和田 淳史	出席	
西部総合事務所 農林局	地域整備課	課長補佐	村奥 和久	出席	代理
西部総合事務所 環境建築局	建築住宅課	係長	野間田 麻美	出席	
西部総合事務所 米子県土整備局	道路都市課	課長補佐	城上 真	出席	
	河川砂防課	課長補佐	甲斐 智行	出席	
	維持管理課	課長補佐	鈴木 陽子	出席	
西部総合事務所 日野県土整備局	計画調査課	課長補佐	澤田 道彦	出席	
西部総合事務所 日野振興局	農林業振興課	課長補佐	渡邊 晋輔	出席	
企業局西部事務所	管理担当	課長補佐	稲田 成生	出席	
境港管理組合	工務課	計画係長	坂本 圭司	出席	
(公財) 鳥取県建設技術センター	建設支援課	参事	井上 純一	出席	
		技師	高島 朋代	出席	
(一社) 鳥取県西部建設業協会		事務局長	吹野 浩二	欠席	
(一社) 鳥取県日野建設業協会		事務局長	木山 孝文	出席	
西日本高速道路株式会社 中国支社	米子高速道路事務所	蒜山江府工事長	澤井 健二	出席	
《事務局》					
	米子県土整備局	局長	米増 俊文	出席	会長
	計画調査課（事務局）	副局長兼課長	野口 泰弘	出席	
	計画調査課（事務局）	課長補佐	原 直之	出席	
	計画調査課（事務局）	係長	組嶽 欣生	出席	

鳥取県西部地区建設発生土対策協議会規約

(目的)

第一条 鳥取県西部地区建設発生土対策協議会（以下「協議会」という。）は、関係機関の緊密な連携のもとに、公共工事で発生する建設発生土を安全かつ計画的に利用及び処理し、公共工事の円滑な執行を図ることを目的とする。

(協議)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 建設発生土の需要と供給について。
- (2) 建設発生土の処理に適する土地の調査選定及び確保について。
- (3) 建設発生土のストックヤードについて。
- (4) その他、建設発生土の対策上必要と認められる事項について。

(構成)

第三条 協議会は、鳥取県西部総合事務所管内で公共事業を実施している別記機関で構成する。

(組織)

第四条 協議会は、別記に掲げる機関の長又はその指名する者をもって組織する。

(会長)

第五条 協議会には会長を置き、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局長が務めるものとする。

(協議会の開催)

第六条 協議会は、年1回年度当初に会長が招集する。ただし、協議会構成機関から開催の要請があり、必要と認めた時は臨時に会長が招集することができるものとする。

(事務局)

第七条 協議会の事務局は、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局計画調査課に置くものとする。

(その他)

第八条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月8日から施行する。

この要綱は、平成29年6月29日に改正する。

部外秘

関係機関 連絡先一覧表（令和7年度）

令和7年5月21日時点

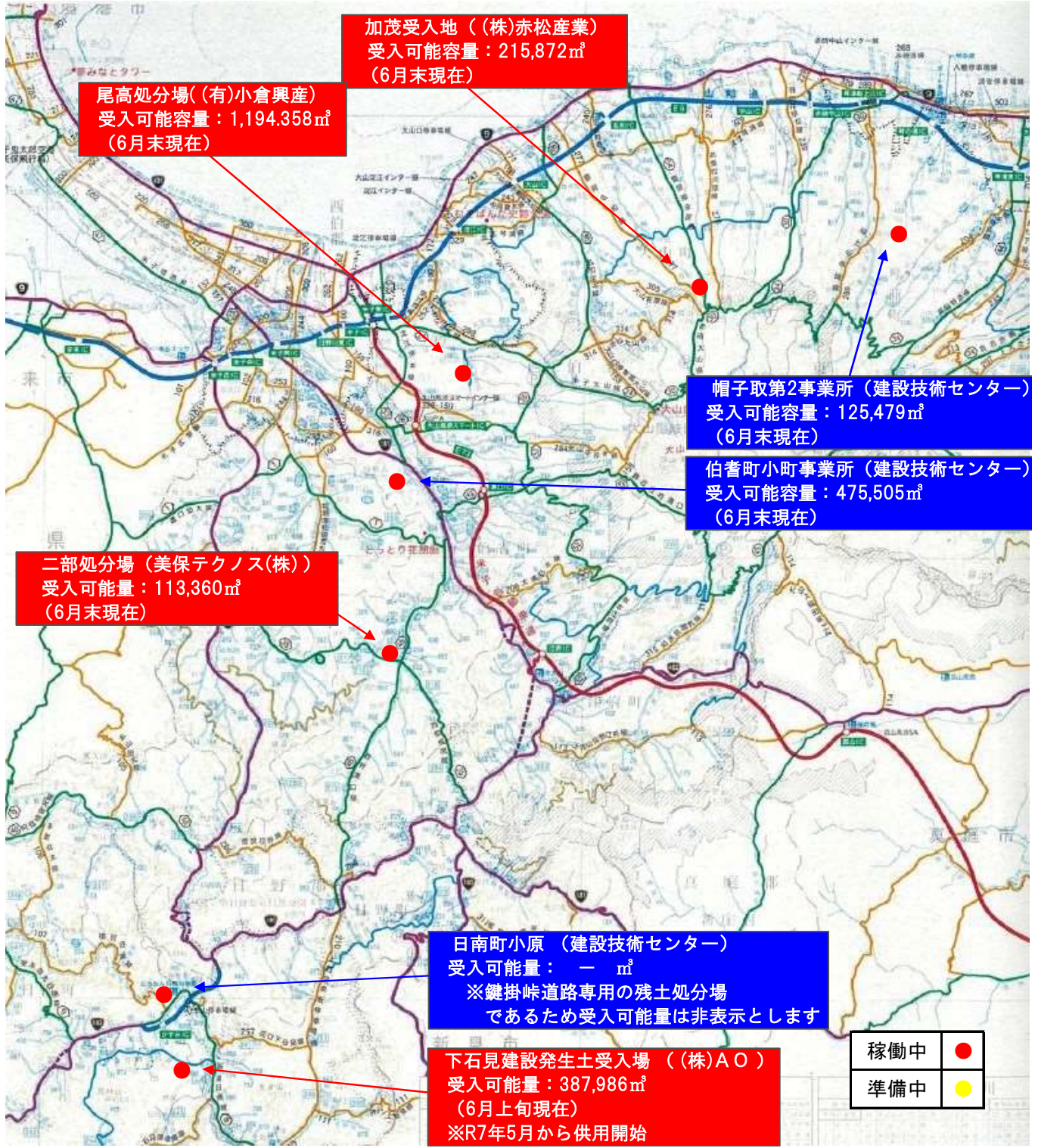
	担当課	担当者		郵便番号	住所	連絡		備考	直近の開催状況	
		職名	氏名			電話	FAX		R5年度	R6年度
国交省 倉吉河川国道事務所	工務第二課	道路工務係長	中村 祐也	682-0018	倉吉市福庭町1-18	0858-26-6227	0858-26-6249			
国交省 日野川河川事務所	工務課	建設監督官	塩谷 篤史	689-3537	米子市古豊千678	0859-27-5484	0859-27-2348			
国交省 境港湾・空港整備事務所	保全課	保全課長	吉武 和徳	684-0034	境港市昭和町9	0859-42-6492	0859-42-3173			
国交省 出雲河川事務所	工務課	河川工務第二係長	峯 奈々	693-0023	出雲市塩冶有原町5-1	0853-20-1760	0853-23-8675			
国交省 松江国道事務所	管理第二課	保全対策官	石本 幸夫	690-0017	松江市西津田二丁目6-28	0852-60-1347	0852-27-4132			
米子市	都市整備部道路整備課	主任	松本 浩志	683-8686	米子市靴町1丁目160	0859-28-5286	0859-23-5254			
境港市	建設部管理課	土木係長	豊永 洗亮	684-0033	境港市上道町3000	0859-47-1061	0859-44-3094			
南部町	建設課	課長	岩田 政幸	683-0351	南部町法勝寺377-1	0859-66-3115	0859-66-4426			
伯耆町	地域整備課	課長	野坂 智紀	689-4133	伯耆町吉長37-3	0859-68-5539	0859-68-3866			
日吉津村	建設産業課	技師	吉田 尚央	689-3553	日吉津村大字日吉津872-15	0859-27-5953	0859-27-0903			
大山町	建設課	課長補佐	坂田 秀樹	689-3332	大山町末長500番地	0859-53-3186	0859-53-3163			
日南町	建設課	主幹	財原 積	689-5292	日南町霞800	0859-82-1113	0859-82-1478			
日野町	建設水道課	副主幹	瀬崎 将太	689-4503	日野町根雨101	0859-72-0350	0859-72-1484			
江府町	産業建設課	参事	谷口 博志	689-4401	江府町江尾1717-1	0859-75-3306	0859-75-3455			
県土整備部 技術企画課	企画・県土強靱化担当	係長	和田 淳史	680-8570	鳥取市東町1丁目220	0857-26-7499	0857-26-8189			
西部総合事務所 農林局	地域整備課	課長補佐	上田 学	683-0054	米子市靴町1丁目160	0859-31-9696	0859-39-0494	(地域整備課、農林業振興課)		
西部総合事務所 環境建築局	建築住宅課	係長	野間田 麻美	〃	〃	0859-31-9755		営繕設備担当		
西部総合事務所 米子県土整備局	道路都市課	課長補佐	城上 真	〃	〃	0859-31-9730				
	河川砂防課	課長補佐	甲斐 智行	〃	〃	0859-31-9740				
	維持管理課	課長補佐	鈴木 陽子	〃	〃	0859-31-9709				
	計画調査課(事務局)	係長	組嶽 欣生	〃	〃	0859-31-9761	0859-33-4110			
西部総合事務所 日野県土整備局	計画調査課	課長補佐	澤田 道彦	689-4503	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2059	0859-72-1398			
西部総合事務所 日野振興局	農林業振興課	課長補佐	渡邊 晋輔	689-4503	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2019	0859-72-2125			
企業局西部事務所	管理担当	課長補佐	福田 成生	683-0012	米子市八幡165	0859-26-0017	0859-26-0437			
境港管理組合	工務課	計画係長	坂本 圭司	684-0004	境港市大正町215	0859-42-3707	0859-42-3735			
(公財)鳥取県建設技術センター	建設支援課	技師	高島 朋代	682-0018	倉吉市福庭町2丁目23	0858-26-6089(直)	0858-26-6052			
(一社)鳥取県西部建設業協会		事務局長	吹野浩二	683-0803	米子市日ノ出町1丁目12-27	0859-33-4551	0859-33-4552			
(一社)鳥取県日野建設業協会		事務局長	木山孝文	689-4503	日野郡日野町根雨343-5	0859-72-0375	0859-72-0077			
西日本高速道路株式会社 中国支社	米子高速道路事務所	蒜山江府工事長	澤井 健二	689-3515	米子市赤井手962-2	0859-27-2181	0859-27-4798			

WEB開催2回【8月・3回】

WEB開催1回【6回】

鳥取県西部地域の建設発生土受入箇所

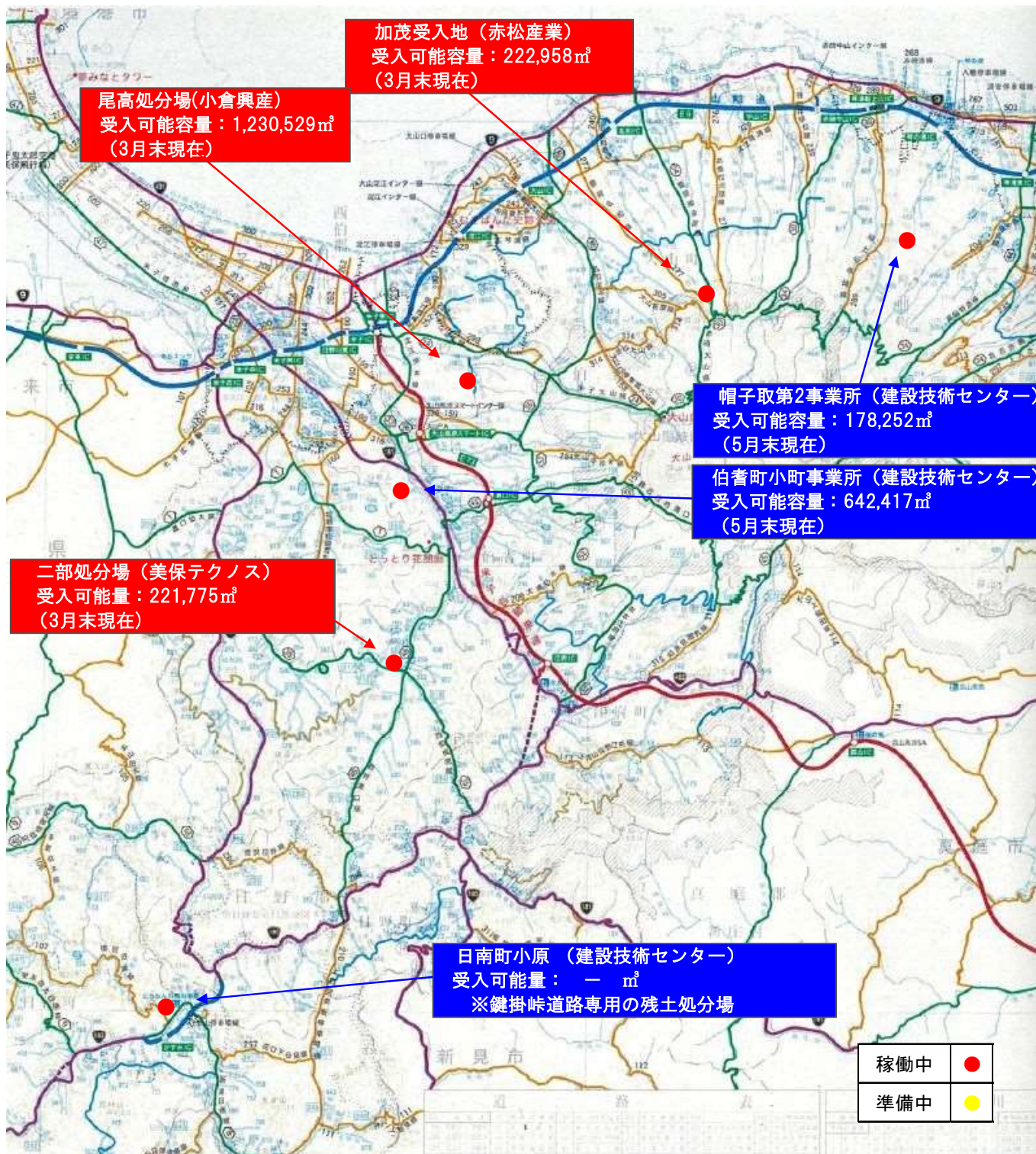
令和7年6月末時点



《参考 前回の協議会資料》

鳥取県西部地域の建設発生土受入箇所

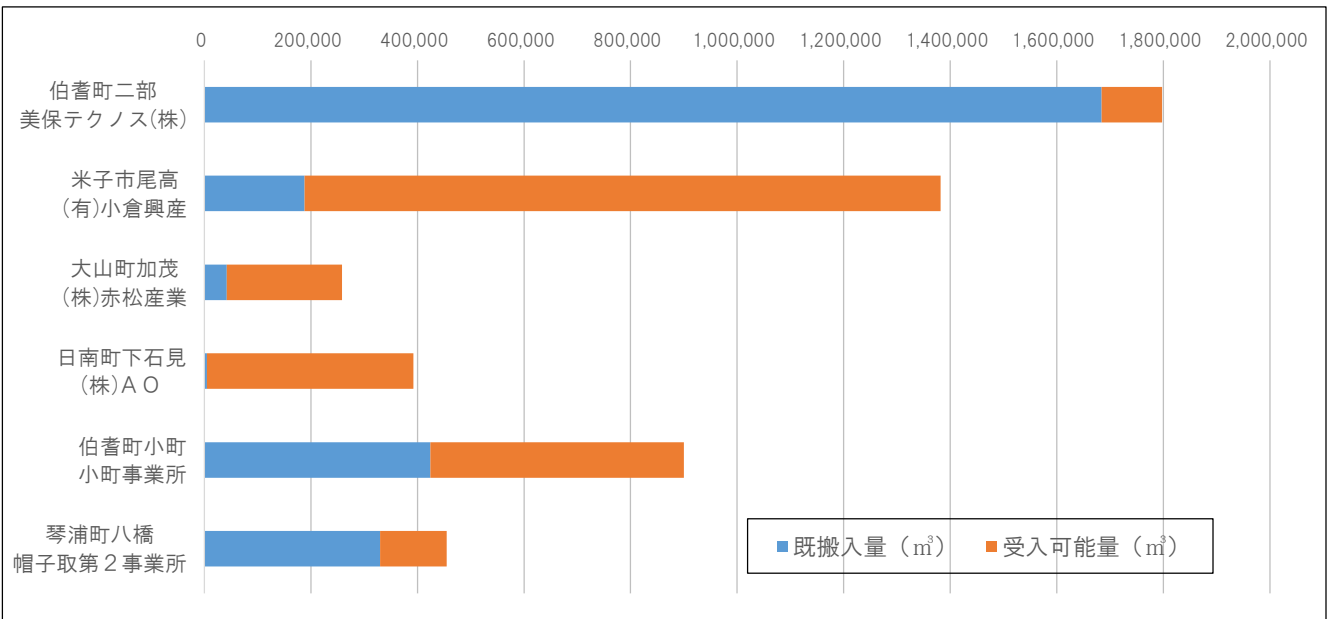
令和6年6月27日時点



民間残土処分地 受入状況表《最新》

R7年6月末時点

事業所名	開業	計画受入量(m ³) A	既搬入量(m ³) B	受入可能量(m ³) ≒ A - B	受入率(%) ≒ B/A	備 考
伯耆町二部 美保テクノス(株)	H20.12~	1,797,631	1,684,271	113,360	93.7	R7年6月末集計
米子市尾高 (有)小倉興産	R3.7~	1,382,000	187,642	1,194,358	13.6	R7年6月末集計
大山町加茂 (株)赤松産業	R3.9~	257,974	42,102	215,872	16.3	R7年6月末集計
日南町下石見 (株)A O	R7.5~	392,390	4,404	387,986	1.1	R7年6月末集計
伯耆町小町 小町事業所	R3.10~	900,000	424,495	475,505	47.2	R7年6月末集計
琴浦町八橋 帽子取第2事業所	R2.2~	455,000	329,521	125,479	72.4	R7年6月末集計
合 計			2,672,435	2,512,560		



1 概要

公共工事の建設発生土の受入については、鳥取県と建設技術センターが協働で業務を行っており、大型事業の動向や残土発生状況を勘案しながら、安定的な受入地の運営により公共工事の推進に寄与していきます。

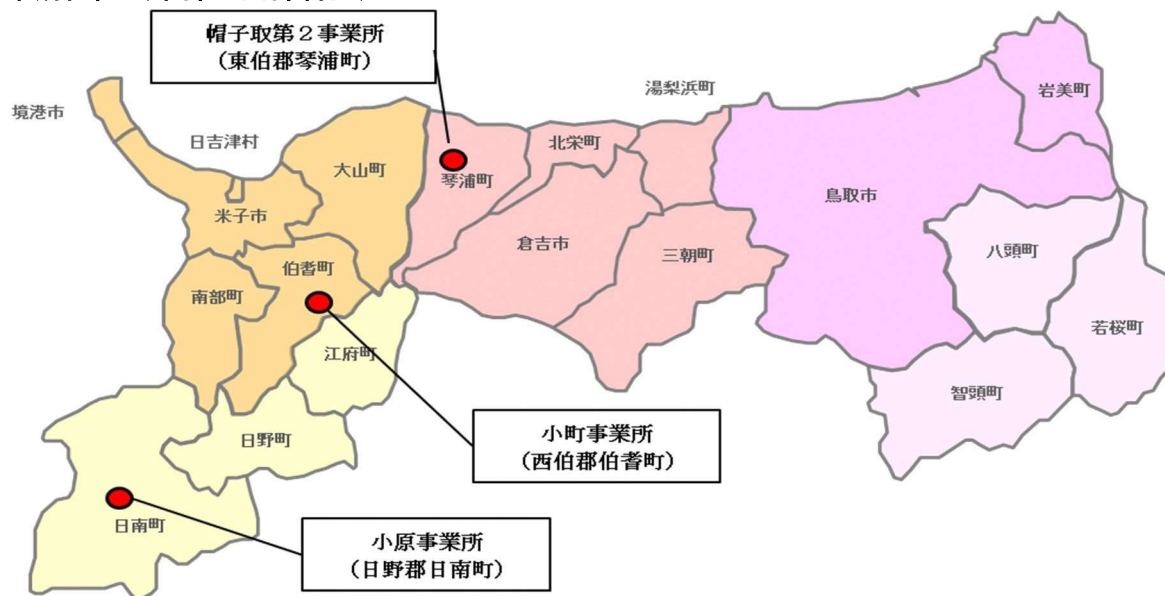
(1) 西部管内の受入

・西部地区では、令和 3 年 10 月から小町事業所（伯耆町）を開所し、主に米子自動車道の土砂を受入れています。併せて、当センター処分場の安定的な運営のためには、県・市町村の公共工事から発生する土砂の受入れも必要不可欠であるため、小町事業所の活用を是非お願いします。また、日野管内においては、令和 2 年 7 月に鍵掛峠道路整備事業に係る建設発生土受入事業所として小原事業所を開所し受入をしています。

《参考》西部地区建設残土処分料（R7.7 時点）

処分場名	運営先	場所	受入価格（円/m ³ ）
小町事業所	(公財) 鳥取県建設技術センター	伯耆町小町	1,740円
二部残土受入地	美保テクノス(株)	伯耆町二部	1,720円
尾高残土受入地	(有)小倉興産	米子市尾高	1,700円
加茂残土受入地	(株)赤松産業	大山町加茂	1,730円
下石見残土受入地	(株)AO	日南町下石見	2,900円

2 事業所位置（中部・西部管内）



3 稼働している事業所の受入土量（中部・西部管内）

R7.6 月末時点

事業所名	所在地	全体受入土量 (m ³)	受入土量 (m ³)	進捗率 (%)	備考
帽子取第 2	琴浦町八橋	455,000	329,521	72.4	
小町	伯耆町小町	900,000	424,495	47.2	
小原	日南町霞	—	—	—	鍵掛峠道路専用
計		1,565,000	648,817		

令和7年度 【西部管内】建設発生土量・受入可能量集計表

●西部総合事務所

(参考 R6)

機関名	建設発生土	不足土	建設発生土	不足土
米子県土整備局	6,420.0	46,000.0	28,000.0	21,200.0
道路都市課	-	44,500.0	-	1,200.0
河川砂防課	5,420.0	1,500.0	8,000.0	-
計画調査課	-	-	-	-
維持管理課	1,000.0	-	20,000.0	20,000.0
農林局	500.0	-	-	600.0
地域整備課	500.0	-	-	600.0
環境建築局	1,630.0	-	271.0	-
建築住宅課	1,630.0	-	271.0	-
計	8,550.0	46,000.0	28,271.0	21,800.0
差引	-37,450.0		6,471.0	(単位：m ³)

●日野振興センター

(参考 R6)

機関名	建設発生土	不足土	建設発生土	不足土
日野県土整備局	31,977.0	4,040.0	42,100.0	-
道路整備課	18,300.0	3,600.0	35,000.0	-
河川砂防課	9,140.0	440.0	5,200.0	-
計画調査課	2,537.0	-	-	-
維持管理課	2,000.0	-	1,900.0	-
日野振興局	5,000.0	1,000.0	500.0	1,000.0
農林業振興課	5,000.0	1,000.0	500.0	1,000.0
計	36,977.0	5,040.0	42,600.0	1,000.0
差引	31,937.0		41,600.0	(単位：m ³)

●企業局、管理組合

(参考 R6)

機関名	建設発生土	不足土	建設発生土	不足土
企業局 西部事務所	20.0	-	90.0	-
境港管理組合	180.0	-	460.0	350.0
その他（鳥取県土、技術企画課）	-	-	15,230.0	-
計	200.0	-	15,780.0	-
差引	200.0		15,780.0	(単位：m ³)

●市町村

(参考 R6)

機関名	建設発生土	不足土	建設発生土	不足土
米子市	400.0	3,400.0	2,950.0	2,950.0
南部町	650.0	200.0	350.0	-
伯耆町	113.0	-	-	-
日南町	2,200.0	210.0	1,700.0	-
日野町	641.0	210.0	-	-
計	4,004.0	4,020.0	5,000.0	2,950.0
差引	-16.0		2,050.0	(単位：m ³)

●民間

(参考 R6)

機関名	建設発生土	不足土	建設発生土	不足土
西日本高速道路(株)	78,853.0	-	137,200.0	-
計	78,853.0	-	137,200.0	-
差引	78,853.0		137,200.0	(単位：m ³)

＜土量収支結果＞

(参考 R6)

総計	建設発生土	不足土	建設発生土	不足土
	128,584.0	55,060.0	228,851.0	26,100.0
差引	73,524.0		202,751.0	(単位：m ³)

令和7年度以降の建設発生土量 調査票【西部管内】

工事数 75件

(単位: m³)

機関名	整理番号	課名	工事名	工事場所	発生時期(終了日)	建設発生土(土量、発生時期)			不足土(土量、発生時期)		
						土質区分	土量	備考	土質区分	土量	備考
米子県土整備局	1	維持管理課	(仮称)小松谷川河道掘削・樹木伐採工事	西伯郡南部町御内谷	R8.3.13	砂・礫等(第1種建設発生土)	500.0				
米子県土整備局	2	維持管理課	(仮称)東長田川河道掘削・樹木伐採工事	西伯郡南部町江原	R8.3.13	砂・礫等(第1種建設発生土)	500.0				
米子県土整備局	3	河川砂防課	奥山川砂防堰堤工事(3工区)(交付金)(国補正)	西伯郡伯耆町根雨原	R7.9.30				砂・礫等(第1種建設発生土)	1,000.0	
米子県土整備局	4	河川砂防課	松河原地区単県急傾斜地崩壊対策工事(6工区)	大山町松河原	R7.12.23	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	790.0				
米子県土整備局	5	河川砂防課	野上川河川災害復旧工事(6年災7号)	西伯郡伯耆町福岡	R8.3.13	不明・未定	720.0	土砂:620 軟岩I:100			
米子県土整備局	6	河川砂防課	加茂川河川改修工事(9工区)(防災安全交付金)(国補正)	米子市古市	R7.10.10	砂・礫等(第1種建設発生土)	500.0				
米子県土整備局	7	河川砂防課	加茂川河川改修工事(9工区)(防災安全交付金)(国補正)	米子市古市	R7.12.10				砂・礫等(第1種建設発生土)	500.0	
米子県土整備局	8	河川砂防課	船越地区急傾斜地崩壊対策工事(1工区)(交付金)(国補正)	西伯郡伯耆町船越	R7.9.1	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	1,780.0				
米子県土整備局	9	河川砂防課	祇園町2地区急傾斜地崩壊対策工事(4工区)(交付金)(国補正)	米子市祇園町	R7.10.31	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	1,130.0				
米子県土整備局	10	河川砂防課	東谷川砂防維持修繕工事(1工区)(補助)	西伯郡大山町加茂	R7.7.31	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	500.0				
米子県土整備局	11	道路都市課	街路両三柳中央線改良工事(18工区)(補助)(国補正)	米子市両三柳559-2	R8.1.5				砂・礫等(第1種建設発生土)	2,500.0	
米子県土整備局	12	道路都市課	県道赤松淀江線(西尾原~富繁工区)改良工事(3工区)(防災安全交付金)	米子市淀江町福頼	R8.3.13				砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	42,000.0	条件 γ=19kN、φ=30°、C=0の砂質土
農林局	1	地域整備課	中山3期幹線3号農道(3工区)工事	西伯郡大山町羽田井	R7.11.28	粘性土等(第3種建設発生土)	500.0				
環境建築局	1	建築住宅課	境漁港高度衛生管理型市場整備事業8号上屋新築工事(2工区)	境港市昭和町	R8.10.15	不明・未定	950.0				
環境建築局	2	建築住宅課	境漁港高度衛生管理型市場整備事業8号上屋新築工事(1工区)	境港市昭和町	R8.10.15	不明・未定	680.0				
日野県土整備局	1	維持管理課	県道安来伯太日南線(矢戸2工区)災害防除工事(交付金防災)	日野郡日南町矢戸	R7.10.31	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	1,000.0				
日野県土整備局	2	維持管理課	日野川外河川災害復旧合冊工事(6年災16、17、18号)	日南町新屋	R8.3.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	1,000.0				
日野県土整備局	3	河川砂防課	神戸上地区復旧治山工事(3工区)	日南郡日南町神戸上	R7.8.5	粘性土等(第3種建設発生土)	500.0				
日野県土整備局	4	河川砂防課	河上地区復旧治山工事(3工区)	日野郡日南町河上	R7.8.5	粘性土等(第3種建設発生土)	1,000.0				
日野県土整備局	5	河川砂防課	萩原地区復旧治山工事(3工区)	日野郡日南町萩原	R7.7.31	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	200.0				
日野県土整備局	6	河川砂防課	江尾2地区単県急傾斜地崩壊対策工事(3工区)及び日野川(武庫工区)河川修繕合冊工事	日野郡江府町武庫	R7.11.30				砂・礫等(第1種建設発生土)	440.0	
日野県土整備局	7	河川砂防課	江尾2地区単県急傾斜地崩壊対策工事(3工区)及び日野川(武庫工区)河川修繕合冊工事	日野郡江府町江尾	R7.11.30	砂・礫等(第1種建設発生土)	270.0				
日野県土整備局	8	河川砂防課	三谷地区復旧治山工事(2工区)及び秋縄地区外林地荒廃防止工事(4工区)	日野郡日野町三谷	R7.8.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	400.0				
日野県土整備局	9	河川砂防課	深山口地区林地荒廃防止工事	日野郡江府町俣野	R7.8.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	620.0				
日野県土整備局	10	河川砂防課	砺波川河川災害復旧工事(6年災9号,10号,11号)	日野郡日南町阿毘縁	R7.10.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	430.0				
日野県土整備局	11	河川砂防課	日野川河川災害復旧合冊工事(6年災16、17、18号)	日野郡日南町多里外	R8.3.16	不明・未定	1,180.0				
日野県土整備局	12	河川砂防課	日の詰川砂防堰堤工事(堰堤工)(国補正)	日野郡江府町俣野	R7.10.20	不明・未定	1,040.0				
日野県土整備局	13	河川砂防課	出ノ上川砂防堰堤工事(流路工3工区)(国補正)	日野郡江府町佐川	R7.9.26	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	500.0				

令和7年度以降の建設発生土量 調査票【西部管内】

工事数 75件

(単位: m³)

機関名	整理番号	課名	工事名	工事場所	発生時期(終了日)	建設発生土(土量、発生時期)			不足土(土量、発生時期)		
						土質区分	土量	備考	土質区分	土量	備考
日野県土整備局	14	河川砂防課	狐塔砂防堰堤工事(堰堤工2工区)(国補正)及び桜子川河川災害復旧(6災22号)合冊工事	日野郡日南町丸山	R7.10.2	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	1,500.0				
日野県土整備局	15	河川砂防課	深谷川砂防堰堤工事(管理用道路2工区)	日野郡日南町三栄	R7.7.21	粘性土等(第3種建設発生土)	1,000.0				
日野県土整備局	16	河川砂防課	大谷砂防堰堤工事(工事用道路)	日野郡日南町丸山	R7.9.12	粘性土等(第3種建設発生土)	500.0				
日野県土整備局	17	計画調査課	九塚川河川災害復旧工事(6年災14号)	日野郡日南町豊栄	R7.11.20	砂・礫等(第1種建設発生土)	200.0				
日野県土整備局	18	計画調査課	九塚川災害復旧工事(R6年災14号)	日野郡日南町豊栄	R7.10.31	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	337.0				
日野県土整備局	19	計画調査課	船谷川外砂防災害合冊工事(R6年災19.20号)	日野郡江府町江尾	R7.10.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	2,000.0	R7.3受注者決定後、搬出時期を決定する			
日野県土整備局	20	道路整備課	国道181号(根雨工区)道路改良工事(3工区)(交付金交安)	日野郡日野町根雨	R8.1.31				砂・礫等(第1種建設発生土)	400.0	
日野県土整備局	21	道路整備課	国道181号(江府道路)俣野地区道路改良工事(14工区)	日野郡日野町俣野	R8.3.31				砂・礫等(第1種建設発生土)	2,000.0	良質な山土が必要です。
日野県土整備局	22	道路整備課	県道菅沢日野線道路災害復旧工事	日野郡日野町黒坂	R7.7.31				砂・礫等(第1種建設発生土)	1,200.0	
日野県土整備局	23	道路整備課	国道181号(江府道路)トンネル工事(久連トンネル)(2工区)(補助改良)	日野郡江府町久連	R7.8.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	15,000.0				
日野県土整備局	24	道路整備課	県道倉吉江府溝口線(御机工区)堆雪帯設置工事(5工区)(交付金改良)	日野郡江府町御机	R7.9.30	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	600.0				
日野県土整備局	25	道路整備課	県道新見多里線(上秋山3工区)道路改良工事(交付金改良)(国補正)	日野郡日南町上秋山	R7.8.30	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	700.0				
日野県土整備局	26	道路整備課	県道多里伯太線(笠木工区)道路改良工事(交付金改良)(国補正)	日野郡日南町笠木3014-11	R7.9.30	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	2,000.0				
日野振興局	1	農林業振興課	窓山(新屋工区)林道開設工事	日野郡日南町新屋	R7.12.31				砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	500.0	
日野振興局	2	農林業振興課	R7令和7年度行者山(赤谷工区)林道開設工事	西伯郡南部町上中谷	R7.11.30	砂・礫等(第1種建設発生土)	0.0				
日野振興局	3	農林業振興課	R6宝仏山2号(金持工区)林道開設(法面)工事	日野郡日野町金持	R7.7.25	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	1,000.0	土量は概数です。			
日野振興局	4	農林業振興課	宝仏山1号(俣野工区)林道開設工事	日野郡江府町武庫	R7.12.31				砂・礫等(第1種建設発生土)	500.0	補強土壁中詰材
日野振興局	5	農林業振興課	宝仏山1号(俣野工区)林道開設工事	日野郡江府町武庫	R7.12.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	1,500.0	中硬岩の岩砕が主体です			
日野振興局	6	農林業振興課	令和7年度宝仏山2号(金持工区)林道開設(法面)工事	日野郡日野町金持	R7.9.30	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	400.0				
日野振興局	7	農林業振興課	窓山(多里工区)外林道開設工事	日野郡日南町多里	R7.8.31	粘性土等(第3種建設発生土)	1,000.0				
日野振興局	8	農林業振興課	令和6年度西畑林道外維持修繕及び橋梁補修工事	大山町豊房	R7.9.29	粘性土等(第3種建設発生土)	100.0				
日野振興局	9	農林業振興課	令和6年度行者山(大木屋工区)林道開設工事	西伯郡南部町大木屋	R7.9.30	砂・礫等(第1種建設発生土)	500.0				
日野振興局	10	農林業振興課	宝仏山1号(俣野工区)林道開設工事	日野郡江府町俣野	R8.3.20	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	500.0				
企業局 西部事務所	1		日野川工業用水道9号配水支管配水管布設工事(令和7年度)	境港市昭和町	R7.10.31	不明・未定	20.0				
境港管理組合	1	工務課	外港昭和南地区SOLAS区域内安全性向上対策工事	境港市昭和町	R8.2.27	不明・未定	120.0	歩車道境界ブロック、排水側溝、フェンス等の施設移動に伴う床堀等の掘削土			
境港管理組合	2	工務課	外港昭和南地区ふ頭用地照明設置工事	境港市昭和町	R7.12.25	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	60.0				
米子市	1	下水道部整備課	熊党蚊屋枝線工事	米子市熊党129-16	R8.1.31				砂・礫等(第1種建設発生土)	400.0	第1四半期:0m3 第2四半期:0m3 第3四半期:200m3 第4四半期:200m3 【土質】①路床

令和7年度以降の建設発生土量 調査票【西部管内】

工事数 75件

(単位: m³)

機関名	整理番号	課名	工事名	工事場所	発生時期(終了日)	建設発生土(土量、発生時期)			不足土(土量、発生時期)			
						土質区分	土量	備考	土質区分	土量	備考	
米子市	2	下水道部整備課	熊党蚊屋枝線工事	米子市熊党129-16	R8.1.31	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	400.0	第1四半期:0m ³ 第2四半期:0m ³ 第3四半期:200m ³ 第4四半期:200m ³ 【土質】①玉石混り砂				
米子市	3	経済部農林水産振興局農林課	新堤(ため池)	米子市奥谷744-1	R10.3.31				砂・礫等(第1種建設発生土)	500.0		
米子市	4	経済部農林水産振興局農林課	彦名地区かさ上げ工事	米子市彦名町7683-3付近	R11.3.31				砂・礫等(第1種建設発生土)	1,000.0	耕作で使用するため、土地所有者へ土質確認が必要です。弓浜半島の砂を希望します。	
米子市	5	道路整備課	かわまちづくり計画土木造成その2(米子市役所道路整備課)	米子市灘町一丁目地内	R7.7.31				砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	1,500.0	路床・路体用として受け入れを希望します	
南部町	1	建設課	阿賀地区農業用水路改修工事	西伯郡南部町西阿賀	R7.12.26				砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	200.0		
南部町	2	建設課	掛相地区農業用水路改修工事	西伯郡南部町掛相	R7.12.19	粘性土等(第3種建設発生土)	50.0					
南部町	3	建設課	法勝寺地区農業用水路改修工事	西伯郡南部町法勝寺	R7.12.31	粘性土等(第3種建設発生土)	50.0					
南部町	4	建設課	町道ニュータウン・境線改良工事(側溝工2工区)(防交交付金)	西伯郡南部町東町	R7.9.30	粘性土等(第3種建設発生土)	250.0					
南部町	5	建設課	町道原奥網屋線改良工事(西・口網屋6工区)(通学路対策補助金)	西伯郡南部町西地内	R8.1.31	粘性土等(第3種建設発生土)	300.0					
伯耆町	1	地域整備課	中祖地区水路改修(2工区)工事(農業水路等等寿命化・防災減災事業)	伯耆町中祖	R8.1.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	43.0					
伯耆町	2	地域整備課	伯耆町水道施設改良工事(幡郷4工区)	伯耆町大殿	R8.1.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	70.0					
日南町	1	建設課	普通河川深塔川河川災害復旧工事(6年災27号)	日野郡日南町下石見	R7.10.1	砂・礫等(第1種建設発生土)	220.0					
日南町	2	建設課	普通河川深塔川河川災害復旧工事(6年災27号)	日野郡日南町下阿毘線	R7.9.1				砂・礫等(第1種建設発生土)	210.0	借地した水田への仮設盛土、路床土に適した土質を希望	
日南町	3	建設課	町道霞福塚線道路改良工事(7工区)	日野郡日南町三吉	R8.3.20	粘性土等(第3種建設発生土)	1,200.0					
日南町	4	建設課	町道霞福塚線道路改良工事(6工区)	日野郡日南町三吉	R7.10.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	560.0	法面切土掘削:軟岩				
日南町	5	建設課	普通河川深塔川河川災害復旧工事(6年災27号)	日野郡日南町下阿毘線	R8.3.31	砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	220.0					
日野町	1	建設水道課	町道濁谷滝山線道路修繕工事	日野郡日野町中菅	R7.11.30				砂・礫等(第1種建設発生土)	210.0		
日野町	2	建設水道課	町道濁谷滝山線道路修繕工事	日野郡日野町中菅	R8.3.20	砂・礫等(第1種建設発生土)	641.0					
西日本高速道路(株)	1	蒜山江府工事区	米子自動車道 根雨原トンネル他2トンネル工事	西伯郡伯耆町根雨原	R8.3.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	67,200.0					
西日本高速道路(株)	2	蒜山江府工事区	米子自動車道 白水工事	西伯郡伯耆町白水	R8.3.31	砂・礫等(第1種建設発生土)	11,653.0					
総計												
差引								128,584.0			55,060.0	
								73,524.0				

※西部管内の募集中かつ、発生時期(終了日)がR7.7.1以降のデータを抽出し、集計した。

マッチング成立実績一覧【西部管内】

工事数 8件

(単位：m³)

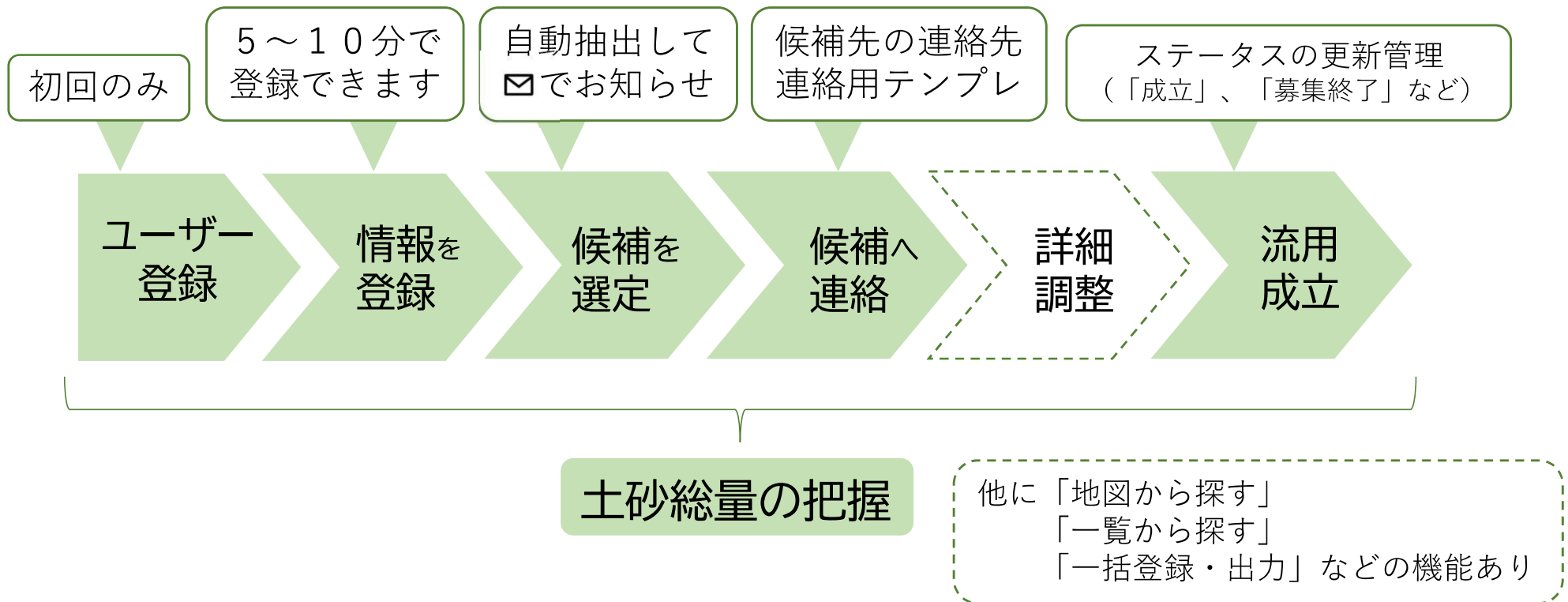
機関名	課名	工事名	工事場所	受入区分	土質区分	土量 (m ³)	備考	成立 登録日	成立先工事名	成立土量 (m ³)
鳥取県西部総合事務所 農林局	地域整備課	青木池地区ため池改修工事	鳥取県西伯郡南部町浅井	搬出	砂・礫等（第1種建設発生土）	3000	工事用道路に使用した土	R7.5.14		2000
日南町	建設課	町道木谷線法面対策工事（2工区）	鳥取県日野郡日南町河上	搬出	その他	457	法面切土：岩塊・玉石混り土	R6.11.1	県営林道窓山線（多里工区）開設工事へ【457】?搬出	
日南町	建設課	林道窓山線災害復旧工事	鳥取県日野郡日南町上萩山	搬出	砂・礫等（第1種建設発生土）	386		R6.7.1	民間へ【386】m3搬出	
日南町	建設課	大草山作業道路肩修繕工事	鳥取県日野郡日南町笠木	搬入	砂質・礫質土等（第2種建設発生土）	77		R6.4.1	民間から【77】m3搬入	
日野川河川事務所	工務課	令和5年度法勝寺川福成地区護岸工事	鳥取県西伯郡南部町福成地先	搬出	粘性土等（第3種建設発生土）	4900	法勝寺川の河川内掘削土	R6.11.28	農林整備事業 淀江工区	土砂：620 軟岩I：100
日野川河川事務所	工務課	令和5年度日野川吉定地区護岸外工事	鳥取県西伯郡伯耆町吉定地先	搬出	砂質・礫質土等（第2種建設発生土）	13000		R6.11.28	北条バイパスはわい長瀬 倉吉河川国道事務所	
米子県土整備局	河川砂防課	三部地区急傾斜地崩壊対策工事（5工区） （補助）（国補正）	鳥取県西伯郡伯耆町三部	搬出	砂質・礫質土等（第2種建設発生土）	4100		R6.6.24	県道大滝白水線（大坂工区）道路災害防除工事	
米子県土整備局	維持管理課	県道大滝白水線（大坂工区）道路災害防除工事	西伯郡伯耆町大坂	搬入	砂・礫等（第1種建設発生土）	20000	第1四半期：5000m3 第2四半期：5000m3 第3四半期：5000m3 第4四半期：5000m3 【土質】①路体②用地造成	R6.12.31	米子自動車道 白水工事	



鳥取県 建設発生土マッチングシステムの運用方法

建設発生土マッチングシステムを用いて情報交換し、建設発生土の有効利用を図りましょう。
このシステムは、みなさまに情報登録されることで成り立ちます。

このシステムで出来ること



システム運用の役割

区分	主体	役割
システム利用者	国・県・市町村等の 工事監督員	システムを利用し、建設発生土の利用促進を図ります
	建設発生土対策協議会	システムに登録されたデータをもとに情報交換を行います (協議会を運営)
システム運営者	鳥取県建設技術センター	システムの運営、登録データの点検を行います
システム運営管理者	鳥取県技術企画課	システムの運用方法等を決定します

監督員の作業スケジュール

監督員の作業手順

	初回のみ	発注見通し登録時 起工設計時	工事施工中 工期変更時
登録内容	ユーザー登録	工事内容(発生土、不足土)の登録	土量・発生時期・工期等の条件変更登録
監督員作業	—	○	○

ステータス：募集中

ステータス：募集中

交渉～募集終了時	流用成立時	最終設計変更時	工期満了時	引継ぎ時
交渉中、成立済、募集終了の条件変更登録	マッチング情報の登録	マッチング情報の更新	設定工期により自動で非表示	工事情報(登録情報)の更新
○	○	○	× ○	○

ステータス：募集中or交渉中or成立済

ステータス：募集終了

ステータス：募集中or交渉中or成立済

流用が成立した場合：成立済・一部成立
流用が成立しなかった場合：募集終了

※工事情報は削除しないでください

工期満了後、システムの画面上は非表示になりますが、データとしては「募集中」状態のまま残ってしまうので、編集により、「募集終了」に更新してください。

システムの画面構成・概要(ログイン後)

メニュー

絞り込み (条件指定)

自分の工事

表示切替
土が出る/欲しい
募集中/交渉中など

募集中の工事

ユーザー情報

パスワード変更

工事情報出力 (CSV)

工事情報一括登録 (CSV)
マニュアルはここ

利用マニュアル

ログアウト

お問い合わせフォーム

ご意見・ご要望フォーム

基本操作マニュアル

建設発生土
マッチングシステム
土が出る工事 土が欲しい工事 中間処理場

基本操作マニュアル

目次

- 建設発生土マッチングシステムについて 1
- 01 マatchingフローについて 2
- 02 アカウントを作成する 7
- 03 ログインする 7
- 04 画面について 9
- 建設発生土マッチングシステムの操作 10
- 05 工事検索を行う 15
- 06 中間処理場を登録する 20
- 07 一覧から工事情報を確認する 20
- 08 地図から工事情報を確認する 25
- 09 工事の属性を編集する 25
- 10 ユーザー情報を編集する 27
- 11 工事の属性を編集する 29

本資料は操作方法のダイジェスト版です
詳細はマニュアルにより御確認ください→
https://www.kentem.jp/support/manual/file/soil-matching_manual.pdf

【運用方法】

1 ユーザ登録

- 最初に建設発生土対策協議会からお知らせするURLにアクセスし、「新しいアカウントを作成する」からユーザ登録を行ってください
- 登録の際、メールアドレスの入力を求められるので、通知を受け取ることができるメールアドレスを入力してください

※必要に応じ所属のメールアドレスを登録することも可能ですが、~~同じメールアドレス~~^{自分のメールアドレスに}
~~で登録された工事はマッチングの通知がきません~~

- ユーザーは、全ての登録工事の情報を閲覧できますが、データ修正は自身が登録した工事しか実行できません

発生土(残土)・不足土が生じる工事の監督員がユーザー登録してください。
それ以外の工事の監督員等は登録する必要はありません。
(建設業協会様は登録できません。公共工事発注機関だけが登録できます)
監督員のメールアドレスで登録すると、監督員に通知が届きます。

p16

建設発生土マッチングシステム
Surplus Soil Matching System
鳥取県

ログインID (メールアドレス)

パスワード

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

建設発生土マッチングシステムは初めてご利用ですか?

新しいアカウントを作成する

[システムについてのお問い合わせはこちら](#)

【運用方法】

2 発生土・不足土の情報登録

年度当初と年末に協議会から工事登録依頼をアナウンスしますが、基本的に各監督員が、追加登録・登録内容の変更等を随時お願いします。

- 建設発生土対策協議会から工事登録依頼があった際に、工事情報を登録してください
毎年度末に登録依頼があります = 年度当初には当該年度予定工事が登録済み
- ①年度途中で新規に工事が発生した場合は、追加して新規登録を、
②土量・時期等の条件変更が生じた場合は、内容の変更登録をお願いします。
- 登録は、工事1件ごとに行います。

1 [自分の工事] をクリックします。



2 [新規登録] → [工事情報] をクリックします。



【運用方法】

2 発生土・不足土の情報登録 … 登録画面その1

p18

新規工事情報 登録

必要事項を記入して、「確認」を押してください。

この工事にマッチする対象者へメール通知

送信する

この工事の土量情報にマッチする工事が既に登録されている場合、該当する工事の登録者に、メールにてマッチの可能性が有る旨が通知されます。

工事間利用の決定状況 **必須**

募集中

募集中、交渉中
成立済、募集終了

一部成立したが、募集を継続される場合は、工事間利用の決定状況は募集中のままとし、以下をチェックのうえ必要な項目を入力してください

一部成立した情報を登録する

登録土量の一部のみ、
流用が成立した際に使用

工事情報

工事名称等 **必須**

令和○年度二級河川△△川◆◆工事（河床掘削工）

例) 令和○年度二級河川△△川◆◆工事（河床掘削工） 令和○年度○○事業□□地区農道改良▼工事 等

工事種別 **必須**

公共工事

施工箇所（住所） **必須**

鳥取市東町

住所を記載して、「**施工箇所から取得**」を押せば、
緯度経度は自動で埋まる

緯度 **必須** 経度 **必須**

35.50846 134.24198 **施工箇所から取得**

発生時期（開始日） **必須** 発生時期（終了日） **必須**

2025/04/24 2025/04/25

御協力ください！

調整状況に応じて、更新をお願いします

- ・募集中のまま放置すると・・・
マッチング☑が届き続けます。
他の利用者が候補選定で混乱
土量の総量集計で支障が生じる

ご注意ください！

住所は地番まで入力がベストですが、
字・町丁目でも登録自体は可能

- ◎鳥取市東町1丁目220
- 鳥取市東町

ただし、市町村名は必要です。

- ×東町 → 室蘭市東町で登録

※マッチングは50km圏内で行うので抽出に支障はない
※詳細な距離計測を行う場合は地番まで登録

【運用方法】

2 発生土・不足土の情報登録 … 登録画面その2(つづき)

p19

土の情報

発生受け入れ区分 **必須**
搬入 (土が欲しい)
搬出 (土が出る) を選択

土質区分 **必須**
砂・礫等 (第1種建設発生土) ▼
土質区分を選択

土量 **必須**
1 m3
土量を入力
+土質区分・土量を追加登録

備考
より細かな
搬出時期・条件を記載可能

土砂の受け渡し前に、実際の土砂を現地確認する場合など、時間や条件等があればご記入ください。

写真
一枚目の写真は、一覧や地図で表示されます。
写真を選択

動画
アップロード上限サイズ: 200MB (1.2分程度)
動画を選択

連絡先
この工事に関する連絡先として、あなたの所属、名前、メールアドレス、電話番号を当システム上で公開します。会社名や部署名など、別の連絡先を公開したい場合は、以下にチェックのうえ必要な情報を入力してください。

別の連絡先を登録する

戻る 確認

参考まで

搬出搬入双方の【期間】と【土質】が一致するものをマッチングします。搬入側（盛土）で、マッチングしづらい場合は、現場・設計条件の許す範囲で土質区分を変えてみるとマッチすることが考えられます。

【運用方法】

3 発生土(不足土)情報の修正

- 登録データに変更が生じたときは、随時データ・ステータスを修正してください



4 マッチング結果の登録

- 全ての発生土(不足土)の搬出(搬入)先が決定したら、マッチング情報(日付、工事名)を登録(3件まで登録可)し、ステータスを「成立済」「一部成立」に変更してください
(搬出・搬入それぞれの工事で登録が必要)
(登録が3件を超える場合は補足説明欄に追加記載してください)
- 処分場に搬出する場合も同様に登録し、成立済み情報を入力してください
(センター処分場、民間受入地を問わない) *可能であれば、処分場への搬出についても登録願います*

5 ユーザの変更

- 登録ユーザ(工事の担当者)を変更したい場合は、各自、メニュー画面から登録している工事情報を出力のうえ、変更先のメールアドレスを入力し、再度メニュー画面から工事情報の変更登録を行ってください
※変更先メールアドレスがユーザ登録されている必要があります



- 異動があった場合は自信の所属情報を更新してください

【運用上の留意点】

1 搬出・搬入期間

- 発生土(不足土)情報は四半期ごとに分割せず、開始から終了までの全体土量を登録
備考欄に四半期ごとの情報を記載(例)第1四半期:0m³ 第2四半期:100m³ 第3四半期:100m³ 第4四半期:200m³)

2 土質区分

※可能であれば、発生時期と土量の内訳を備考欄に入力してください。
詳細な情報を提供することで、マッチングの見込みが立ちます。

- 搬出・搬入とも次の土質区分で分類

システムへ入力する土質区分	積算上の土質区分(発生土)	積算上の土質区分(不足土)
砂・礫等(第1種建設発生土)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)、破碎岩(軟岩・硬岩)	路床、路体、用地造成、その他
砂質・礫質土等(第2種建設発生土)	純砂	
粘土等(第3種建設発生土)	シルト・粘土	
軟弱な粘性土等(第4種建設発生土)	田んぼの表土のようなレキ質土を含まない土	
建設汚泥		
泥土(建設汚泥を含まない)		
その他	その他	
不明・未定		

3 マッチング条件

- 搬出・搬入双方の工事で「期間」と「土質区分」が一致するものをマッチング
- 1つの工事で登録できるのは2つの土質区分であるため、最も多い土質区分を登録(3つ以上の土質が発生する場合は備考欄に全ての土質区分を記載)

4 ステータス管理

- 次の時点においてステータスを変更
【募集中】発注見通し登録時・起工設計時 【交渉中】流用交渉時 【一部成立】一部の搬出(搬入)先決定時
【成立済】全ての搬出(搬入)先決定時 【募集終了】工事終了時点 ※工事情報の削除はしないでください

マッチングシステムの運用方針（案）

マッチングシステム（以下「システム」という）を有効活用するには、発注予定工事を漏れなく登録しておくことと、登録内容を最新の状態に保っておくことが重要となります。については、次のとおり定期的な「登録・更新の確認」をお願いします。

【年度当初】

- ・年度当初の 4 月に作成する年間発注見通しの工事概要を 4 月末までに登録する。

【発注見通しの修正時】

- ・4 月に限らず、発注見通しを修正する場合は、システムについても追加登録・登録内容の修正をする。

【工事の起工、変更時】

- ・工事設計書の起工時及び変更時の審査項目（チェックリスト）に、「マッチングシステムへの登録・更新ができていないか。」という項目を追加して、登録内容を最新の状態にする。
- ・発生・終了予定年月日、土量、ステータスに変更があれば、更新してください。

【メールの確認とステータスの変更】

- ・ステータスは次のとおり 4 種類あり、各段階の変更時に登録内容を更新してください。
 - ① 募集中・・・工事登録時
 - ② 交渉中・・・流用協議開始時
 - ③ 成立済・・・工事間利用成立
 - ④ 募集終了・・・募集終了
- ・システム登録後、システムが発生土と不足土の工事情報の関連性を判断し、マッチ可能と思われる工事情報について、適宜システムから監督員へメール通知がありますので、届いた監督員はマッチ可能かどうか検討し、通知のあった工事の担当者に連絡して流用可能か確認してください。（メール通知はシステムに登録した監督員だけに届きますので、各監督員はメールが届きましたら、メール内容の確認を必ず行ってください）
- ・流用可能な場合、システムに登録しているステータスを「募集中」から「交渉中」または「成立済」、「募集終了」に変更してください。
- ・工事完了後はステータスを「募集終了」に変更してください。（削除はしないこと）

【監督員変更時、人事異動時】

- ・工事を登録した監督員が、後任の監督員のメールアドレスを登録してください。
- ・人事異動で職場が変更となった場合は、ユーザー情報の変更登録を必ずしてください。

【その他】

- ・大規模工事や長期継続工事は、長期計画として事業全体の計画を登録してください。事業全体の情報を公開することで、流用計画が立てやすくなります。

【諸注意】

- ・ユーザー登録時に入力する所属名等は、別添一覧表を参考に入力してください。(なるべく所属名を統一することで、検索しやすくするため) また、住所は個人の住所ではなく、所属の住所を入力願います。
- ・工事情報の入力欄に「発生時期(開始日)」、「発生時期(終了日)」とありますが、それぞれ契約工期を入力してください。
- ・これまでエクセルで、残土の発生時期を「第1四半期〇〇m3、第2四半期〇〇m3、第3四半期〇〇3、第4四半期〇〇m3」のように、四半期毎の土量を入力してもらっていましたが、今後は、可能であれば、システムの備考欄に残土の発生時期と土量を、四半期毎を目安に入力願います。(マッチングの見込みを立てやすくするため)
- ・マッチング成果は3件まで登録可能。4件以上は備考欄に記載。
(例) 1000m3の残土をA工事に400m3、B工事に100m3、C工事に200m3、D工事に200m3流用した場合、A~Cはシステムの入力欄に、Dは備考欄に入力。
- ・残土を他工事流用せず、残土処分場へ処分した場合、可能であれば、搬出先を下記(例)のとおり入力してください。
(例)「一部成立した情報を登録する」をチェックし、「相手工事」の入力欄に「〇〇処分場」と入力し、土量等も入力する。

マッチングシステム ユーザー情報における所属名等の一覧表

	担当課	担当者		ユーザー情報に入力する所属名等は下記に統一させていただきます(検索しやすくするため)			
		職名	氏名	所属(会社名等)	部課係 ※係名は入力不要	備考	
1	国交省 倉吉河川国道事務所	工務第二課	道路工務係長		倉吉河川国道事務所	工務第二課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
2	国交省 日野川河川事務所	工務課	建設監督官		日野川河川事務所	工務課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
3	国交省 境港湾・空港整備事務所	保全課	保全課長		境港湾・空港整備事務所	保全課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
4	国交省 出雲河川事務所	工務課	河川工務第二係長		出雲河川事務所	工務課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
5	国交省 松江国道事務所	管理第二課	保全対策官		松江国道事務所	管理第二課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
6	米子市	都市整備部道路整備課	主任		米子市	道路整備課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
7	境港市	建設部管理課	土木係長		境港市	管理課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
8	南部町	建設課	課長		南部町	建設課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
9	伯耆町	地域整備課	課長		伯耆町	地域整備課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
10	日吉津村	建設産業課	技師		日吉津村	建設産業課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
11	大山町	建設課	課長補佐		大山町	建設課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
12	日南町	建設課	主幹		日南町	建設課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
13	日野町	建設水道課	副主幹		日野町	建設水道課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
14	江府町	産業建設課	参事		江府町	産業建設課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
15	県土整備部 技術企画課	企画・県土強靱化担当	係長		県土整備部 技術企画課	企画・県土強靱化担当	
16	西部総合事務所 農林局	地域整備課	課長補佐		西部農林局	地域整備課	
17	西部総合事務所 環境建築局	建築住宅課	係長		西部環境建築局	建築住宅課	
18	西部総合事務所 米子県土整備局	道路都市課	課長補佐		米子県土整備局	道路都市課	
19		河川砂防課	課長補佐		米子県土整備局	河川砂防課	
20		維持管理課	課長補佐		米子県土整備局	維持管理課	
21		計画調査課(事務局)	係長		米子県土整備局	計画調査課	
22	西部総合事務所 日野県土整備局	計画調査課	課長補佐		日野県土整備局	〇〇課	計画調査課、道路整備課、河川砂防課、維持管理課の名称を入力してください
23	西部総合事務所 日野振興局	農林業振興課	課長補佐		日野振興局	農林業振興課	
24	企業局西部事務所	管理担当	課長補佐		企業局西部事務所	管理担当	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
25	境港管理組合	工務課	計画係長		境港管理組合	工務課	工事担当課が複数ある場合は、各該当課の名称を入力してください
26	(公財)鳥取県建設技術センター	建設支援課	技師		(公財)鳥取県建設技術センター	建設支援課	
27	(一社)鳥取県西部建設業協会		事務局長		(一社)鳥取県西部建設業協会		
28	(一社)鳥取県日野建設業協会		事務局長		(一社)鳥取県日野建設業協会		
29	西日本高速道路株式会社 中国支社	米子高速道路事務所	蒜山江府工事長		NEXCO西日本中国支社	米子高速道路事務所	工事担当事務所が複数ある場合は、各該当事務所の名称を入力してください。事務所内に各課が分かれていても、入力は事務所までとします。

建設発生土 マッチングシステム

土が出る工事

土が欲しい工事

中間処理場

基本操作マニュアル

目次

□ 建設発生土マッチングシステムについて	
01 マッチングフローについて	1
02 アカウントを作成する	2
03 ログインする	7
04 画面について	9
□ 建設発生土マッチングシステムの操作	
05 工事情報を登録する	10
06 中間処理場を登録する	15
07 一覧から工事情報を確認する	20
08 地図から工事情報を確認する	23
09 工事の担当者に連絡する	25
10 ユーザー情報を確認する	27
11 工事の担当者を変更する	29
12 お問い合わせをする	33
13 ご意見・ご要望を送信する	36

※他工事と流用する場合、他工事の担当者への連絡方法が記載されています。
※監督員の変更登録方法が記載されています。

資料 9

建設発生土対策協議会の年間スケジュール(案)

時期	内容	備考
4月上旬 ～中旬	・協議会名簿の修正確認→名簿修正依頼 (5/9)	電話又は メール
4月上旬 ～4月下旬	・年間発注計画に基づいてシステムへ新規登録 ・繰越工事について、システムの時点修正 ・人事異動で監督員が変更となった工事の時点修正	
5月中旬 ～5月下旬	・建設発生土マッチングシステム導入・運用説明会の開催の 開催案内 ・説明会開催 (5/21) →マッチングシステム本格導入承認	メール
6月9日	・建設発生土マッチングシステムの運用について (通知) ・該当工事の新規登録、登録済工事の時点修正を依頼	メール
6月上旬	・協議会の開催日程照会 (6/23) ・協議会に係る議題の提供依頼 ・協議会の開催日時の決定→開催日決定の事前連絡 (7/1)	メール
6月下旬 ～7月上旬	・協議会の開催 (WEB 又は対面) →WEB 会議開催 (7/24) ・システムへの追加登録、時点修正を依頼	WEB
10月上旬	・ システムへの追加登録、時点修正を依頼	メール
12月上旬 ～中旬	・システムへの追加登録、時点修正を依頼 ・次年度の建設発生土についてシステムへの登録を依頼 ・第2回協議会開催の意向、議題の照会	メール
翌2月中旬	・協議会の開催日程照 ・協議会に係る議題の提供依頼 ・協議会の開催日時の決定	メール
翌2月下旬 ～3月中旬	・協議会の開催 (2回目) ※WEB 開催又は対面 ・システムへの追加登録、時点修正を依頼	メール
※随時	建設発生土の発生土、不足土の変更が生じた場合は、随時システムへの追加登録、時点修正を実施	工事担当者
※不定期	事務局又は協議会メンバーから協議会の開催を求められた 場合、必要に応じて協議会を開催します	

※赤字は来年度以降も同様に予定されるマッチングシステムに関する作業

第202400124246号
令和6年8月9日

- 境港管理組合事務局長
- 各市町村建設担当部（課）長
- 鳥取県東部広域行政管理組合事務局長
- 鳥取中部ふるさと広域連合事務局長
- 鳥取県西部広域行政管理組合事務局長
- 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社事務局長
- 鳥取県住宅供給公社理事長
- 公益財団法人鳥取県建設技術センター代表理事
- 公益財団法人鳥取県スポーツ協会長
- 公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室長
- 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター理事長
- 地方共同法人日本下水道事業団
- 中国・四国総合事務所鳥取事務所長

} 様

鳥取県県土整備部長
(公 印 省 略)

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領の一部改正について（送付）

このことについて、部内等通知のとおり通知したので参考送付します。
(担当 技術企画課 技術調査担当 岡、河村、椿 電話0857-26-7410)

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領

1 目的

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により、建設工事に伴って副次的に発生する土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設副産物については、その発生の抑制、再使用、再資源化等を行い、資源の有効な利用に努めなければならない。

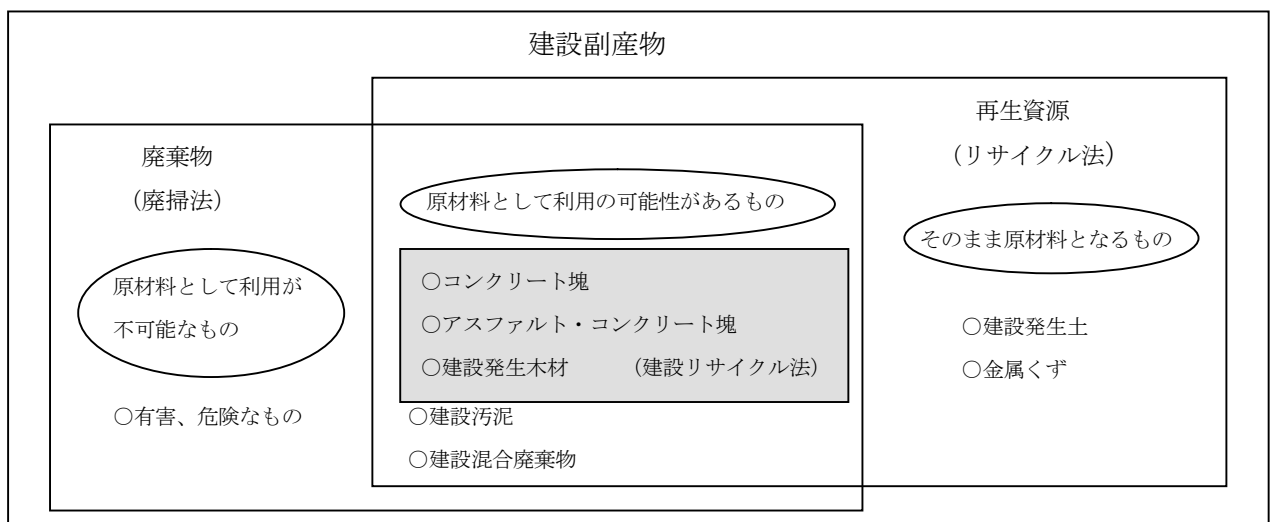
このため、公共工事に伴って発生する建設副産物の再使用、再資源化施設への搬出と再生資源の利用の促進などを図る目的で「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」を定める。

2 定義

用語の定義は次による。

- ・建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。
- ・再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- ・再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。
- ・再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。
- ・指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。
- ・建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- ・特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。
- ・土質改良プラント：建設発生土の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設発生土を受入れ、改良・販売する事業を行うもの。
- ・再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。

建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



3 建設副産物の利用（再資源化）の促進

建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。

(1) 対象副産物及び対象工事

本実施要領は、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の指定副産物を対象とし、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する全ての公共工事を対象とするものとする。

(2) 土砂

ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。

イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場又は発注者が指定する仮置き（保管）場へ搬出し利用する。

ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km 以内にある公益財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）、民間受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成 17 年 3 月 30 日第 200400026086 号県土整備部部長通知）2 の規定により登録した民間受入地をいう。）及び土質改良プラントの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。

ただし、大規模事業で専用の事業所等を設置する場合、又は建設発生土対策協議会において搬出先の調整を行った場合には、前記によらず搬出先を指定することができる。

なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。

エ 用地交渉条件により、当該工事に隣接する土地へ建設発生土の搬出を行うもので、搬出先の土地における使用目的の変更を伴わない軽易なものについては、ア、イ又はウによらず各総合事務所長、西部県土整備局日野振興センター長及び各県土整備事務所長が判断し搬出を行うこととする。

オ ア、イ、ウ又はエによりがたい場合は、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。

カ ア、イ又はエにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙 1 参照）

(ア) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。

(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。ただし、当該工事現場での引き渡しに困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、引き渡し場所を決めることができる。

(ウ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。

(エ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。

(3) コンクリート塊

- ア コンクリート雑割材として当該工事現場内の詰石材、路体盛土材又は埋戻材として利用する。
なお、路体盛土材又は埋戻材に使用するコンクリート雑割材は、コンクリート塊を破碎処理等により一定の性状基準（最大粒径 30cm 以下、鉄筋等の不純物を含まない）に合致させたものとし、混入率（重量比）は 30%以下の範囲とする。
- イ アにより利用できないコンクリート雑割材については、当該工事現場から 40km の範囲内に詰石材、路体盛土材及び埋戻材として利用することができる他の公共工事があり、受入時期、規格等の調整が可能な場合は、その現場へ提供し利用する。
この場合、コンクリート雑割材の提供を受ける工事の請負者が、当該工事現場から当該資材を利用する現場へ運搬するものとする。
- ウ ア又はイにより利用できないコンクリート塊については、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる再資源化施設へ搬出する。
- エ ア又はイにより利用できる場合であっても、鳥取県作業道実施基準（平成 18 年 5 月 15 日付第 200600001884 号農林水産部長通知。以下「基準」という。）に基づき、鳥取式作業道（基準第 1 章 4 の（1）に規定する鳥取式作業道をいう。）を整備するために、各総合事務所農林局林業振興課から公共物の廃材を有効利用したい旨の申し出があった場合は、基準第 7 章 1 に規定する性状基準に合致したコンクリート塊を無償で提供できるものとする。
この場合、コンクリート塊を利用する者が、当該工事現場から運搬し利用する。
- オ アからエまでのいずれかによりコンクリート雑割材又はコンクリート塊を利用し、又は搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

(4) アスファルト・コンクリート塊

- ア 当該工事現場から 40km の範囲内にアスファルト・コンクリート切削殻を利用することができる他の公共工事があり、受入時期等の調整が可能な場合は、その現場へ提供し利用する。
この場合、提供できるアスファルト・コンクリート切削殻は、一定の性状基準（最大粒径 40mm 以下）に合致するものとし、当該資材の提供を受ける工事の請負者が、当該工事現場から当該資材を利用する現場へ運搬し利用するものとする。
- イ アにより利用できないアスファルト・コンクリート塊については、当該工事現場から 40km の範囲内に再生アスファルト合材又は合材用骨材を製造する再資源化施設がある場合は、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる再資源化施設へ搬出する。
- ウ アにより利用し、又はイにより搬出することができないアスファルト・コンクリート塊については、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる再資源化施設へ搬出する。
- エ アからウまでのいずれかによりアスファルト・コンクリート塊を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

(5) 建設発生木材

- ア 処分を前提として取得した立木を伐採した木材については、木材市場等に売却する。この場合においては、原則として 2 社以上から見積もり等を徴収し、運搬費も含めた経費が最も経済的となる木材市場等に売却すること。搬出後、確定した売却費（木材市場等の販売手数料及び整理手数料を差し引いた額）を工事請負費に反映し変更契約する。
ただし、運搬費も含めた経費が、バイオマス発電燃料加工施設又は再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該施設へ搬出する。
- イ アにより搬出できない木材については、バイオマス発電燃料加工施設に売却する。この場合においては、最新の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づき伐採・運搬を行う者又は立木の所有者自らが由来の証明書（別紙 2）を作成し、バイオマス発電燃料加工施設に交付することとする。なお、伐採・運搬を行う者が由来の証明書を

作成する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体であることが求められる。

ただし、運搬費も含めた経費が、再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

ウ ア又はイにより搬出することができない建設発生木材については、当該工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設がある場合は、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる再資源化施設へ搬出する。

エ ア、イ又はウにより搬出することができない建設発生木材については、運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる中間処理施設（焼却施設）へ搬出し、減量化する。

ただし、当該中間処理施設へ搬出する経費より、当該工事現場から 50km の範囲外にある再資源化施設へ搬出する経費の方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

オ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材について、第三者から譲り受けたいとの申し出があった場合は、ア、イ、ウ又はエにより搬出することができる場合であっても、次に定めるところにより一般競争入札を行い売却する。（別紙 1 参照）

(ア) 予定価格は、1 円以上とする。ただし、処分を前提として取得した立木を伐採した木材のうち木材市場等で取り扱っているものについては、木材市場等で売却した場合の売却費から当該工事現場から木材市場等までの運搬費を差し引いた額以上とする。

(イ) 伐採木は、当該工事現場で引き渡す。

(ウ) 工事請負者に対しては、伐採木の運搬及び再資源化施設等への搬出する経費を減額し、変更契約する。

カ ウ又はエにより建設発生木材を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

4 再生資材等の使用の促進

「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用する。

(1) 使用再生資材

ア 再生クラッシャーラン (R c)

- ・ R c c (コンクリート塊が全体重量比で 50%以上含まれた砕石)
- ・ R c a (アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で 15%以上含まれた砕石)
- ・ R c x (R c c、R c a 以外の再生クラッシャーラン)

イ 再生粒度調整砕石 (R m)

ウ 再生砂

エ 再生加熱アスファルト混合物

オ コンクリート雑割材

カ 再生土

なお、「R c」とは、再生材（コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、熔融スラグ等）が全体重量比で 15%以上含まれた砕石である。

(2) 再生資材の使用の方針

原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。

ア 再生クラッシャーラン

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・ 構造物の基礎材、裏込材、路盤材等

(ア) 河川護岸の裏込材については、アスファルト・コンクリート塊を含んだ再生砕石を使用しないものとする。

(イ) 鳥取県溶融スラグ使用基準（平成 19 年 1 月 30 日付第 200600158198 号県土整備部長通知）に基づく溶融スラグ混合砕石の使用については、別途通知による。

イ 再生粒度調整砕石

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、供給状況を確認の上、原則として次の用途に使用する。

- ・ 上層路盤材

ウ 再生砂

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・ 遮断層、埋戻材、置換砂

(ア) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

エ 再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物とは再生骨材が全体重量比で 20%以上含まれた混合物をいう。

全ての公共工事において、工事現場から 40km 又は運搬時間が 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合に、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として次の用途に使用する。

- ・ アスファルト舗装要綱の全交通区分における表層、基層及びアスファルト安定処理
- ・ 簡易舗装の表層
- ・ 歩道、園路、駐車場等の表層
- ・ 仮設道路等の表層

なお、アスファルト混合物の使用区分は、「アスファルト混合物の使用区分について（平成 24 年 6 月 20 日付第 201200049592 号県土整備部長通知）」によることとし、各用途における再生骨材混入率は上限を設けないものとする。

オ コンクリート雑割材

全ての公共事業において、次の用途に使用する。

- ・ 詰石材（蛇籠、フトン籠、柵工、沈床工等）
- ・ 基礎、裏込栗石材
- ・ 路体盛土材又は埋戻材

カ 再生土

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・ 盛土材、埋戻材、堤体、路床、路体

(ア) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

(3) 設計図書における指定

建設副産物の利用を促進するため、再生資材の利用、再資源化施設への搬出等については、設計図書に下記項目を明示することとする。

ア 再生資材

- ・資材名
- ・規格
- イ 指定副産物（現場説明書）
 - ・受け入れ場所
 - ・受け入れ時間
 - ・受け入れ費用
 - ・搬出調書等の提出
 - ・仮置き等の条件

(4) 積算上の扱い

- ア 再生資材の単価は土木工事実施設計単価表によるものとし、記載されていない再生資材の単価は「鳥取県県土整備部設計単価決定要領」に基づき決定する。
- イ 再生資源の搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、土木工事標準積算基準書に基づき計上する。
- ウ 歩掛については、新材と同等の扱いとする。
- エ 再生粒度調整砕石については、県内の製造施設が限定されており、県内全域において安定した供給が見込めないことから、発注時点は、新材を計上する。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について発注者と協議の上、使用を認め変更契約する。
- オ 産業廃棄物（建設廃棄物）が発生する工事においては、最終処分場に搬出する建設廃棄物について、産業廃棄物の処理に係る税（以下「産廃税」という。）が課税される場合があるので、課税対象を確認の上、別に定める積算上の取扱いにより設計に産廃税相当額を計上する。

(5) 設計変更

工事発注後、流用先の工事現場あるいは再資源化施設の事情により搬出先等を変更したこと、再生材が必要量確保できなくなったこと等やむを得ない事情により新材等を使用することとなった場合は、受発注者で協議の上、変更契約する。

附 則

この実施要領は、平成 14 年 6 月 25 日から施行し、平成 14 年 7 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この改正は、平成 15 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 1 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日以降起工する工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 3 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日以降起工する工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 3 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 3 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日以降調達公告する工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 12 月 27 日から施行し、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 8 月 9 日から施行し、令和 6 年 9 月 1 日から適用する。